

大阪府監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、大阪府教育委員会から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成25年2月14日

大阪府監査委員 磯部 洋
同 赤木 明夫
同 清水 涼子
同 和田 秋夫
同 三田 勝久

1 委員意見に対する措置 (服務管理について)

監査対象機関名	刀根山高等学校	
監査実施年月日	平成23年12月14日	
	監査の結果	措置の状況
	<p>大阪府立刀根山高等学校においては、次のとおり、特定の教員について不自然な勤務実態があり、管理監督者による適切な指導監督がなされていなかった。</p> <ol style="list-style-type: none">1 必要以上、長時間にわたり居残っていること。2 日付が変わった時点で出勤の記録を行っていることから、当日の勤務時間中に出勤しているかどうかを確認できないこと。3 勤務を要しない日であるにもかかわらず、その日のうちに出勤したか、日付が変わった直後の深夜に出勤したかのどちらかしか考えられない出勤の記録があること。 <p>これらについては、当該教員の服務が著しく乱れていることが問題であることは言うまでもないが、服務監督を行うべき立場にある校長・教頭の指導監督が不十分であることも大きな問題である。</p>	<p>不自然な勤務実態については、職務熱心で自転車通勤で帰りの交通機関を気にしなくてよい教員Aが、深夜まで居残り、職員証をスリットしていたものであり、当該教員Aの勤務時間前の出勤状況については、本人及び周囲から当該日の出勤状況を確認するとともに、本人に対し校長等から個別に厳しく指導した結果、以降、同様のケースは発生していません。</p> <p>本件は、服務上の問題、施設管理上の問題、さらには当該者自身の健康管理上の問題などが密接に関わることから、監督責任者・安全衛生管理者としての責任の大きさに鑑み、平成24年4月2日の職員会議において、校長から全教職員に対し改めて事例として周知徹底するとともに、管理監督者が出勤簿を厳正に点検し、疑義が生じたときは、管理監督者相互間の円滑な情報交換を図りながら、必要に応じて該当者に直接確認するなどして、今後、同様の事態が生ずることがないよう関係条例、規程に基づき、適正に対応していくよう努めます。</p>

本件については、直ちに事実関係を調査の上、必要かつ厳正な措置を講じられたい。また、服務について教職員に周知徹底を図るとともに管理監督者自身も厳格に職務を遂行するなど、今後同様の事態が生じないよう対策を講じることとされたい。

(定員割れへの対応について)

監査対象機関名	懐風館高等学校
監査実施年月日	平成23年12月8日から平成24年2月3日まで
監査の結果	措置の状況
<p>普通科総合選択制の学校として平成21年度に開校した懐風館高等学校では、平成23年度に大幅な定員割れ（定員280人、志願者数221人、倍率0.79）となった。</p> <p>定員割れには、私学の授業料無償化・軽減制度の拡大や試験日程の変更などの要因が大きいものの、志願倍率回復のための地道な取組として、同校の特色である普通科総合選択制について十分な説明を行っていくことも重要である。また、生徒の授業内容に対する満足度は44%にとどまっており、これを高めることも重要な課題である。</p> <p>よって、FAQなど中学校生徒・保護者の視点に立った情報提供資料の整備を行うことや、在学中の生徒の授業への満足度向上など、普通科総合選択制の長所を明確化する取組を行われたい。また、現状分析、目標設定、工程表策定など組織的な対応を行うこととされたい。</p>	<p>(平成23年度入学者選抜における定員割れについて)</p> <p>中学校訪問等の広報活動に一層力を入れるよう措置をし、平成24年度の入学者選抜においては、定員割れを防ぐことができました。</p> <p>(普通科総合選択制に関する説明について)</p> <p>新転入の教員を初め、全教員が普通科総合選択制に関して理解し、説明できるような体制を作るため、校内研修を平成24年4月からすでに実施しています。</p>

(授業料滞納債権の債権管理について)

監査対象機関名	懐風館高等学校
監査実施年月日	平成23年12月8日から平成24年2月3日まで
監査の結果	措置の状況

<p>懐風館高等学校では、学校の再編整備により引き継いだ羽曳野高等学校分、西浦高等学校分を含めて約609万円の授業料滞納債権が存在する。</p> <p>この債権の管理状況を確認したところ、債務者の現状把握、催告の取組が不十分な状況であり、平成23年度においてすでに消滅時効が完成しているものも認められた。</p> <p>よって、学校の事務職員が管理に当たるだけでなく、必要に応じて学校の教員、教育委員会事務局の協力を得ながら、早急に催告、法的措置等の取組を行うことにより、収入を確保されたい。また、時効接近分については、時効中断のための措置を早急に実施されたい。</p>	<p>(懐風館高等学校分) 授業料滞納者5名のうち1名が完納しました。</p> <p>(羽曳野高等学校分) 平成24年2月13日に催告状を送付した結果、27名の授業料滞納者のうち5名が完納しました。</p> <p>(西浦高等学校分) 平成24年2月1日に催告状を送付した結果、24名の授業料滞納者のうち1名が完納しました。</p>
---	---

(自動販売機設置者の公募について)

監査対象機関名	桃谷高等学校 (教育委員会事務局施設財務課)	措置した機関：桃谷高等学校
監査実施年月日	平成 23年11月16日 から平成 24年1月13日 まで	
監査の結果	措置の状況	
<p>府では、食堂・自動販売機の運営のための行政財産（土地・建物）の使用許可は公募を原則としている。</p> <p>一方、府立学校では、食堂業者の撤退を防ぐため採算が確保しにくい食堂と利益を確保しやすい自動販売機を同一業者に経営させるのが一般的であるため、教育委員会事務局は財産活用課と協議の上で「府立学校では食堂、自動販売機の行政財産使用許可は公募の対象外」との通知を出している。この通知を根拠に桃谷高等学校、たまがわ高等支援学校では自動販売機設置者の公募を行っていない。</p> <p>しかしながら、桃谷高等学校、たまがわ高等支援学校には食堂が存在せず、公募を行わない理由を欠いている。さらに桃谷高等学校については、同校の後援会長に対して行政財産使用許可しているものの、実態としては民間業者が自動販売機の運営を行って</p>	<p>平成24年3月28日の監査結果を受け、現在、行政財産使用許可（平成20年4月1日から平成25年3月31日まで）している後援会に対し、現在の不適切な運営の是正を指示しました。</p> <p>後援会は、平成24年4月10日に契約先である民間業者に対し、「販売手数料」（月額5,000円）の支払に係る規定を削除する変更契約を、平成24年4月1日付けで締結しました。</p> <p>また、今後、自動販売機設置事業者の公募が実施されることを説明しました。</p>	

<p>おり、後援会がマージン（行政財産使用料相当額36,330円及び「販売手数料」月5,000円×12月=60,000円）を得る不適切な運営となっている。</p> <p>よって、桃谷高等学校については直ちに現在の運用を改め公募による使用許可を実施されたい。また、たまがわ高等支援学校については、現在の使用許可期間（平成20年4月1日～25年3月31日）の終了後、公募による使用許可を実施されたい。</p> <p>教育委員会事務局は、上記2校だけでなく、各府立学校内の自動販売機の実情について調査・検討を深め、府の歳入確保、公平性・透明性の確保に向けて取組を進められたい。</p> <p>（本意見は、大阪府教育委員会事務局施設財務課に対する意見ともする。）</p>	
--	--

(職業教育の取組について)

<p>監査対象機関名</p>	<p>佐野支援学校（教育委員会事務局教育振興室）</p>
<p>監査実施年月日</p>	<p>平成23年11月16日から平成24年1月13日まで</p>
<p>監査の結果</p>	<p>措置の状況</p>
<p>府では知的障がい高等部卒業生徒の就職率の大幅アップを目指しているが、佐野支援学校では近年低下傾向となっている。このため、次の諸点について取組を行うこととされたい。</p> <p>1 現状は、企業就職に関する目標値が存在せず、学校経営計画の評価指標も明確でない。</p> <p>今後は、具体的な目標、評価指標を設定するとともに、目標達成に向けてPDCA（計画・実行・評価・改善）の取組を行う必要がある。</p> <p>2 平成23年度から「職業コース」を設置しているが、同コースでは、企業における就労職種に近い実践的な内容の新たな作業指導メニューは設定されていない。</p> <p>今後は、教員の体制や予算面で無理のない範囲内で、作業</p>	<p>(学校経営計画における目標、評価指標の設定について)</p> <p>「本人・保護者の進路ニーズ実現100%をめざす」と平成24年度学校経営計画に明記し、PDCAについては、年間計画に基づいて実施しています。「大阪の教育力向上プラン」に示された就職率（35%）を目標にしつつ、生徒の実態、ニーズにより可能性を追求する進路指導を行うので、年度によって就職率に20～30%台の幅が生じるのはやむを得ないところですが、重要なことは、生徒の進路ニーズの育成を、職業教育を核に図ることだと考えます。</p> <p>(新たな作業指導メニューの設定について)</p> <p>近年多い雇用先業種のビルメンテナンスから、平成23年度から新たな職種として「清掃」に取組み、平成24年度さらに充実させていきます。全生徒の職業教育の作業種の開発にも取り組みます。</p>

<p>指導内容の見直しを検討することも重要と考えられる。</p> <p>3 就職率を向上させるためには、企業実習先の積極的な開拓が重要である。現状は、企業訪問延べ件数や実習先開拓延べ件数が減少している。</p> <p>今後は、商工労働部施策も活用しながら、目標設定するとともに、企業開拓に積極的に取り組む必要がある。</p> <p>なお、教育委員会事務局は、大阪府全体の企業就職率の目標設定を行うだけでなく、今後、支援学校ごとに目標値設定、効果検証を行い就職率の向上に取り組むことを指導・支援することとされたい。</p> <p>(本意見は、大阪府教育委員会事務局教育振興室に対する意見ともする。)</p>	<p>(積極的な開拓について)</p> <p>企業就労ニーズには対応できていますが、今後生徒の職種ニーズに確実に応えられるよう、商工労働部施策も活用しながら多様な職種の開拓を強化し、進路ニーズ100%実現を目標に取り組みます。</p>
--	--

2 指摘事項に対する措置

ア 歳入関係

(通勤手当の戻入に係る債権管理について)

<p>監査対象機関名</p>	<p>豊中支援学校</p>
<p>監査実施年月日</p>	<p>平成23年11月1日から平成23年12月28日まで</p>
<p>監査の結果</p>	<p>措置の状況</p>
<p>教員が不正受給した通勤手当(246,000円)の返還に応じていないにもかかわらず、債権回収の取組が適切に行われなかったため、時効が完成し、不納欠損となっているものがあつた。</p>	<p>教員が不正受給した通勤手当(246,000円)の債権回収について、十分な債権回収の取組を行わず、時効が完成し、不納欠損として処理してしまいました。</p> <p>今後は、このようなことが二度と起こらないように通勤手当の適正申請を徹底するとともに、通勤状況の確認を強化します。</p> <p>万が一、今回のような事態が発生した場合は、適正な債権管理を行うため、関係条例、規則に則り、債権管理簿を作成し、債権内容等を明らかにするとともに、債務者に対して適切かつ積極的な納付指導を行い、債権回収に努めます。</p> <p>また、債務者が納付指導に応じない場合は、時効中断の取組とともに</p>

	に、教育委員会事務局とも連携し、強力かつ効果的な納付指導を行い、状況によっては法的措置を取るなど、債権回収に努めます。
--	---

イ 歳出関係

(委託契約に係る検査・支払について)

監査対象機関名	吹田東高等学校
監査実施年月日	平成24年2月8日
監査の結果	措置の状況
<p>(平成22年度) 業務委託契約において、業務履行期間の末日に支払期限が設定されており、必要な事務処理（検査、支出命令の手続）を行うための期間が考慮されていないものがあった。 このことにより、業務履行期間終了前に検査を行っており、不完全な検査をもとに支出を行っていた。</p> <p>(平成23年度) 本件業務の平成23年度の契約については、法令上、前金払の要件に該当しない案件であり、さらに前金払の意思決定も行っていないにもかかわらず、4月に1年分の業務の検査を行い、1年分の委託料を支払っていた。</p>	<p>今回の指摘を受け、平成22年度分の検査未実施分については、平成22年4月12日に提出されたデマンド監視業務「定期診断報告書（2011年2月～2011年3月）」による月報及び日報等によって検査・確認を行いました。また、平成23年度分の検査未実施分については、2か月毎に提出されたデマンド監視業務「定期診断報告書（2011年4月～2012年3月）」による月報及び日報等によって、検査・確認を行いました。</p> <p>職員に対しては、地方自治法及び同施行令並びに財務規則に規定の前金払や検査業務にかかる会計事務の周知を図り、監督者が経費支出及び支出命令が適切に行われていることの審査を徹底するなど、チェック体制を強化しました。</p> <p>デマンド監視業務については、電気料金を抑えるための手法として有効であることは認識しつつも、これまで蓄積したデータを検証した結果、デマンドの上昇について校内の注意喚起を促す期間がほぼ特定できたこともあり、平成24年度以降、委託契約は締結しないこととし、関連機器は撤去しました。</p> <p>今後、支出事務について、関係法令、規則の規定に基づき、適正に対応していくよう努めます。</p>

(教育研究団体への会費の負担に係る支出事務について)

監査対象機関名	花園高等学校
監査実施年月日	平成23年11月1日から同年12月28日まで

監査の結果	措置の状況
<p>花園高等学校が加入する教育研究団体の会費に係る経費支出手続において、著しく支払手続が遅延しているものがあった。</p>	<p>担当職員に対して、関係法令、規則に基づく適正な支出手続の遵守を徹底するよう指導するとともに、平成23年度分の事務については、教育研究団体からの請求の都度、毎月支出手続を行い、適正に処理されていることを確認しました。</p> <p>今後、このようなことが起こらないよう、計画的な経費執行に努めるとともに、会費の支払状況について定期的にチェックを行い、関係法令、規則の規定に基づき、適正な支出手続を行うよう努めます。</p>

(物品の購入事務について)

監査対象機関名	緑風冠高等学校	
監査実施年月日	平成24年5月24日	
監査の結果	措置の状況	
<p>10万円以下の物品の購入に当たり、見積りが1社のみで比較見積を行っておらず、価格の検証が不十分なものが、27件469,901円あった。</p>	<p>今回指摘の比較見積書の不徴取は、価格の妥当性の検証が不十分となり、また、会計事務における基本的かつ重大な誤りであることから、起案者のみならず、決裁関係者を含む会計事務担当者に対し、財務規則の遵守及び比較見積書の徴取の周知徹底を図りました。</p> <p>その上で、比較見積書の徴取を徹底しています。</p> <p>今後、このようなことがないよう、関係規則等の規定に基づき、価格の妥当性検証など適正な事務執行に努めます。</p>	

(委託業務の経費支出手続について)

監査対象機関名	枚岡樟風高等学校	
監査実施年月日	平成24年10月12日	
監査の結果	措置の状況	

<p>委託業務の経費支出において、平成22年度に実施した委託業務に係る経費の消費税等相当額について、本来支出するべきであった平成22年度予算ではなく、平成23年度予算で支出しているものがあった。</p> <p>また、契約期間の始期までに経費支出伺の起案及び決裁ができていなかった。</p>	<p>今回の指摘事項については、会計事務における基本的かつ重大な誤りであることから、会計事務の適切な処理を徹底するよう学校長から事務職員全員に厳しく注意指導を行いました。</p> <p>今後、このようなことが二度と起こらないよう、契約期間の始期までに必ず経費支出伺及び決裁を済ませるとともに、経費支出伺を行う際には、見積金額における消費税額の確認の徹底に努めます。</p> <p>また、会計事務、経費支出事務について、関係職員に関係法令、規則等を十分把握させるとともに、起案者以外の者も決裁に関与させるなどチェック体制の強化に努めます。</p>
--	--

ウ 庶務諸給与関係

(承認研修の運用について)

<p>監査対象機関名</p>	<p>支援学校17校、教育委員会事務局（教職員室教職員企画課）</p>
<p>監査実施年月日</p>	<p>平成23年11月9日から同年12月16日まで</p>
<p>監査の結果</p>	<p>措置の状況</p>
<p>大阪府立支援学校17校に対する指摘事項</p> <p>大阪府立支援学校17校において、本来、年次休暇を取得すべき事案であったにもかかわらず、教育公務員特例法第22条第2項の規定に基づく承認研修として職務専念義務を免除しているものが多数あった。</p> <p>これは地方公務員法、教育公務員特例法、教育長通達等に違反するものである。</p> <p>本件を含めて、他にも服務管理上、法令等違反や不適切な取扱いがないかを府民の視線で改めてチェックの上、必要な是正措置を講じられたい。</p> <p>また、今後、教員の意識改革を促す取組を行い、厳正に服務管理事務を執行されたい。</p> <p>大阪府教育委員会事務局に対する指摘事項</p> <p>教育委員会事務局は、長年、本件取扱いが行われていることを</p>	<p>指摘のありました府立支援学校17校を含む支援学校25校全校に対し、類似の事案がないか確認しました。</p> <p>その結果、平成23年度末現在で、16校、910件の事案が確認されました。</p> <p>うち、承認研修として一部書類不備があった10件については、改めて通達、通知に基づく計画書・報告書等の提出を求め、その手続を行いました。それ以外の事案については、年次休暇の取得手続を行いました。</p> <p>併せて、今後このような取扱いは行わないよう各支援学校校長・准校長あてに平成23年度内に文書で通知しました。</p> <p>さらに、承認研修の承認に当たっては、計画書の内容を十分確認し、府民の視線でチェックを行ったうえで承認し、必ず報告書を提出させるよう平成24年4月4日の府立支援学校校長会で周知するなど、是正措置を図りました。</p>

<p>認識しながら、これを容認してきた。本来、適正な事務執行を指導すべき立場にある教育委員会事務局が法令違反の是正を指導せず黙認してきたことは極めて遺憾である。</p> <p>本件については、各学校に是正を指導するとともに、今後、適正な指導を行うこととされたい。</p> <p>また、本件取扱い以外に、各支援学校においてサービス管理面で法令等違反や不適切な取扱いがないかを教育委員会事務局自らが調査・サービス査察等を行うことにより改めてチェックされたい。そして、今後、厳正にサービス管理事務を執行するよう指導を徹底されたい。</p>	<p>なお、本件取扱い以外に各支援学校においてサービス管理面で法令等違反や不適切な取扱いがないかについては学校サービス査察等の機会を通じ、府民の視線でチェックを行い、厳正にサービス管理事務を執行するよう指導を徹底します。</p>
--	--

(サービスの取扱いについて)

<p>監査対象機関名</p>	<p>刀根山高等学校</p>	
<p>監査実施年月日</p>	<p>平成23年12月14日</p>	
<p>監査の結果</p>	<p>措置の状況</p>	
<p>病気休暇承認のための確認処理手続について、必要な証明書類が添付されていないものがあった。</p>	<p>指摘のあった該当者に係る病気休暇承認のための確認処理手続については、改めて医師の診断書や通院証明書、あるいは医療機関の領収書等の病気休暇承認に必要な証明書類を徴することにより可能な限り補完しました。</p> <p>また、平成24年4月2日の職員会議において、校長から全教職員に対し、病気休暇取得の際の注意事項として、病気休暇が、職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ない場合に、所定の手続に従い、適法に所属長の承認を得て、具体的な勤務義務の履行を免除されるという勤務時間条例の主旨及び7日未満の病気休暇についても医師の診断書等の提出により、負傷又は疾病の事実、療養する必要があること、勤務することが困難であることの3点について校長等が確認の上、承認することとする平成20年5月20日付け教職員企画課長通知の内容について、改めて口頭で周知しました。</p> <p>今後、病気休暇の承認に当たっては、関係条例、規則等に基づき適</p>	

	正に対応していくよう努めます。
--	-----------------

(通勤手当の支給事務について)

監査対象機関名	富田林支援学校	
監査実施年月日	平成24年2月16日	
	監査の結果	措置の状況
	通勤手当の支給事務において、介護休暇等により勤務実績がない期間に係る戻入の事務処理を行わなければならないところ、計算を誤り、追加支給を行ったため、過払いとなっているものがあった。	<p>該当者に係る過払分の戻入手続きを行い、平成24年2月23日に返納されたことを確認しました。</p> <p>今後、通勤手当の支給に当たっては、事務処理の審査を徹底するとともに、関係条例、規則の規定に基づき、適正に対応していくよう努めます。</p>

(管外旅費の支出事務等について)

監査対象機関名	たまがわ高等支援学校	
監査実施年月日	平成23年12月20日	
	監査の結果	措置の状況
	管外出張旅費の支給事務について確認したところ、概算払した旅費に係る精算の手続がなされていないものがあった。	<p>平成24年1月19日付けで、精算手続きを行いました。</p> <p>今後、旅費の支給に当たっては、関係条例、規則の規定に基づき、適正に対応していくよう努めます。</p>

(報酬の支払事務について)

監査対象機関名	緑風冠高等学校	
監査実施年月日	平成24年5月24日	
	監査の結果	措置の状況

<p>非常勤講師の勤務管理事務において、非常勤講師が出勤簿に押印した授業等回数と出勤簿取扱担当者が確認した勤務日数が異なっており、出勤簿の管理ができていなかった。</p> <p>また、本件については、予算配当された授業数に相当する金額により報酬が支払われており、実績に基づいた報酬支払が行われていなかった。</p>	<p>(非常勤講師の出勤簿の管理について)</p> <p>非常勤講師に対し出勤簿の押印の重要性を認識させ徹底させるとともに、出勤簿取扱担当者に対し、日々の勤務確認を徹底するよう注意喚起を行いました。</p> <p>(非常勤講師の報酬過払いについて)</p> <p>指摘された非常勤講師以外に同様の事例がないかを再調査した結果、他に同様の事例はありませんでした。</p> <p>また、今回指摘された非常勤講師の勤務確認調査の結果、A講師については2時間、B講師については6時間が確認できませんでした。押印漏れで勤務が確認できたものは押印させるとともに、勤務確認できなかったA講師2時間、B講師6時間の報酬額については、返還手続を行い、平成24年10月1日及び同月4日に返納されたことを確認しました。</p> <p>今後このようなことがないよう、本年8月からは新たに非常勤講師日報を作成し、勤務日、更に勤務内容についても確認するなど出勤管理を徹底するとともに、関係規程、通知に基づき、厳正な出勤簿の取扱い、報酬支給事務に努めます。</p>
---	---

エ 物品関係
(備品の管理事務について)

<p>監査対象機関名</p>	<p>芦間高等学校</p>	
<p>監査実施年月日</p>	<p>平成24年2月14日</p>	
<p>監査の結果</p>	<p>措置の状況</p>	
<p>備品の管理事務において、パソコン及びディスプレイ(合計23点、2,814,000円)について、備品出納簿に登載されているにもかかわらず現物が存在していなかった。</p> <p>また、備品出納簿と照合可能なラベルが貼付されていないものが多数存在していた。</p>	<p>備品出納簿に登載されているにもかかわらず、現物が無いものについて、再度調査したところ、19点の存在を確認しました。</p> <p>残りの4点については、過去に使用不可能な状態になったため廃棄しており、その際、不用決定の手続が漏れていました。これらの備品については、平成24年4月26日付けで不用決定の手続を行い、備品出納簿に払い出しの記載を行いました。</p>	

	<p>また、備品ラベルが貼付されていなかった備品について、貼付しました。</p> <p>今後は、ラベルの貼付確認を含め、定期的に備品出納簿と現物の照合を実施し、適正な備品管理体制及び事務執行に努めます。</p>
--	---

(物品の貸付事務について)

監査対象機関名	阿倍野高等学校
監査実施年月日	平成24年2月1日
監査の結果	措置の状況
<p>食堂業者に対する物品の貸付事務について、貸付の決定及び契約の締結を行わずに貸付けを行っていた。</p>	<p>当該物品について、平成24年2月10日に貸付の決定及び契約の締結に関する決裁を行い、平成23年4月1日に遡及して貸付契約を締結しました。</p> <p>また、平成24年度の貸付決定等に関しては、平成24年3月15日に物品の貸付決定を行い、同月22日付で食堂業者との間に貸付契約を締結しました。</p> <p>今後、物品の貸付事務に際しては、関係条例、規則等の規定に基づき、適切に対応します。</p>

(郵券類の管理について)

監査対象機関名	りんくう翔南高等学校
監査実施年月日	平成24年2月9日
監査の結果	措置の状況
<p>郵券類の管理について、再編整備に伴い大阪府立泉南高等学校から管理換えを受けた切手の金額を郵券類管理簿に誤って過大に記載しているものがあつた。</p> <p>また、本件は、その後の確認により郵券類管理簿の残額と現物の金額の不一致が判明した際、担当職員が自費により補填していた。</p>	<p>りんくう翔南高等学校の平成22年度郵券類管理簿のうち泉南高等学校からの管理換額について、訂正するとともに平成23年度分についても訂正し、自費により補填した職員に対して不一致であつた2,100円分の切手の返却を行いました。</p> <p>今後、物品の保管及び管理事務に当たっては、内部チェックを強化するとともに、関係規則に基づき、適正に対応するよう努めます。</p>

(備品の管理事務について)

監査対象機関名	緑風冠高等学校	
監査実施年月日	平成24年5月24日	
	監査の結果	措置の状況
	<p>管理換えにより受け入れた備品の管理事務において、備品出納簿に登載されているにもかかわらず現物がないもの（3点、509,799円）や受入れを示すラベルが貼付されていないものがあった。</p>	<p>備品出納簿に登載されているにもかかわらず、監査当日確認できなかった3点について、再度調査したところ、すべての存在が確認できました。備品出納簿に記載の保管場所とは異なる場所に保管していたことから、備品の移動に際しては物品担当者に報告することを徹底、注意するとともに、当該備品については備品出納簿の保管場所の修正を行いました。</p> <p>また、監査当日に備品ラベルが貼付されていなかったもの、4点について備品ラベルを貼付しました。</p> <p>今後、定期的に保管場所を含め備品出納簿と現物の照合を実施するとともに、備品ラベルの貼付を確認するなど、適正な備品管理、事務執行に努めます。</p>

3 指示事項

ア 歳出関係

(契約事務の適正かつ効率的な運用について)

監査対象機関名	高槻北高等学校	
監査実施年月日	平成23年11月1日から同年12月28日まで	
	監査の結果	措置の状況
	<p>大阪府立高槻北高等学校における工事請負契約や委託契約において、予定価格を設定せず複数の業者からの比較見積の徴取により随意契約が行われているものがあった。</p> <p>また、運動場整備工事請負契約やそれに関連すると思われる砂場やテニスコートの整備業務が、個別に随意契約により発注されており、計画的かつ効率的な発注が行われているとは認めがたい状況であった。</p>	<p>今後の施設・設備の整備については、中・長期の計画的かつ効率的な発注を実施するとともに、予定価格を設定し、適正に契約事務を行います。緊急な整備が必要な場合においても教育委員会施設財務課と調整のうえ、効率的かつ適正に実施します。</p>

<p>学校においては、施設・設備に係る整備工事等の発注を適正かつ計画的、効率的に行うこととされたい。</p> <p>さらには、学校において各種の工事等を行うためには教育委員会事務局から予算の配当を受ける必要があり、教育委員会事務局においても、工事等発注手続の適正化について一層指導を強化するとともに、工事等の計画的かつ効率的な発注が行われるよう、予算の配当方法を検討されたい。</p> <p>(本件指示事項は大阪府教育委員会事務局に対する指示事項とする。)</p>	
--	--

(契約事務の適正かつ効率的な運用について)

<p>監査対象機関名</p>	<p>高槻北高等学校 措置した機関：教育委員会事務局施設財務課</p>
<p>監査実施年月日</p>	<p>平成23年11月1日から同年12月28日まで</p>

<p>監査の結果</p>	<p>措置の状況</p>
<p>大阪府立高槻北高等学校における工事請負契約や委託契約において、予定価格を設定せず複数の業者からの比較見積の徴取により随意契約が行われているものがあった。</p> <p>また、運動場整備工事請負契約やそれに関連すると思われる砂場やテニスコートの整備業務が、個別に随意契約により発注されており、計画的かつ効率的な発注が行われているとは認めがたい状況であった。</p> <p>学校においては、施設・設備に係る整備工事等の発注を適正かつ計画的、効率的に行うこととされたい。</p> <p>さらには、学校において各種の工事等を行うためには教育委員会事務局から予算の配当を受ける必要があり、教育委員会事務局においても、工事等発注手続の適正化について一層指導を強化するとともに、工事等の計画的かつ効率的な発注が行われるよう、予算の配当方法を検討されたい。</p> <p>(本件指示事項は大阪府教育委員会事務局に対する指示事項と</p>	<p>工事等発注手続については、より適正なものとなるよう学校との調整を密に行うとともに、指導を強化します。</p> <p>当課から学校への予算配当については、真にやむを得ない緊急の事情によるものを除き、工事等ができる限り計画的かつ効率的に発注できるよう努めているところですが、今後もより一層計画的かつ効率的な発注が可能となるよう、学校との調整を密に行います。</p>

もする。)

イ 庶務諸給与関係
(教員の服務管理(病気休暇)について)

監査対象機関名	桃谷高等学校
監査実施年月日	平成23年1月24日

監査の結果	措置の状況
<p>服務における事務手続において、教職員の病気休暇の取得について確認したところ、平成22年度において、年間433件の病気休暇が付与されていた。</p> <p>これらの中には、確認書類が不備なもの、勤務時間内に通院する必然性及び必要と認められる時間を承認するに足る理由が明記されていないものが多数見受けられた。</p> <p>今後、教職員から病気休暇の願出があった場合には、取得要件の確認を徹底する等、厳正な服務管理に努められたい。</p>	<p>教職員に対し、平成22年度の病気休暇承認にあたり、確認書類の不備、勤務時間内通院の必然性、必要時間数の理由の明記が多数無かったことの指摘を受けたことを説明し、今後、病気休暇の願出に当たっては、取得要件の確認を徹底することを周知しました。</p> <ul style="list-style-type: none">平成24年4月6日(金) 13:30～(応接室) 定時制の課程多部制単位制1部・2部運営委員会平成24年4月9日(月) 14:00～(視聴覚室) 通信制の課程 職員会議平成24年4月9日(月) 15:00～(多目的室) 定時制の課程多部制単位制3部 職員会議平成24年4月12日(木) 17:25～(図書館) 定時制の課程多部制単位制1部・2部 職員会議 <p>今後、病気休暇承認に当たっては、勤務時間内に通院する必然性の確認及び、必要とする時間数の確認を行うとともに、確認書類の徴収、聴取の記録を徹底します。</p> <p>そのために、従前の教頭等による電子承認手続に加え、病気休暇願を事務部長及び校長まで供覧しチェック体制を強化し、教職員の厳正な服務管理に努めます。</p>